

42	43	43	43	43	43	44	44	44	44	44	45	45	45
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

に改める。

別表第九特別支援学校の部並びに市町立の小学校及び中学校の部を次のように改める。

特別支援学校	校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師（特別支援教育に直接従事することを本務とする者に限る。）並びに養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員	1
市町立の小学校及び中学校	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十一条に定める特別支援学級を担当して特別支援教育に直接従事し、又は学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第四百十条に定める特別の教育課程による教育に直接従事することを本務とする職員	1

別表第九備考を次のように改める。

備考 この表中、高松病院に勤務する看護師及び准看護師のうち、他の職員との均衡上この適用区分表によりがたい者については、当分の間、知事が人事委員会と協議して定める額をもつて、その者の受ける給料の調整額とすることができる。

別表第九の二一の表中「6,500円」を「6,600円」に、「8,400円」を「8,500円」に、「11,100円」を「11,200円」に、「12,000円」を「12,100円」に改め、別表第九の二ロの表中「8,700円」を「8,800円」に、「11,200円」を「11,300円」に、「11,500円」を「11,600円」に改め、別表第九の二ハの表中「8,900円」を「9,000円」に、「11,000円」を「11,100円」に、「12,100円」を「12,200円」に改め、別表第九の二ニの表中「10,900円」を「11,000円」に、「11,200円」を「11,300円」に、「11,700円」を「11,800円」に改め、別表第九の二ホの表中「11,600円」を「11,700円」に改め、別表第九の二ヘの表中「15,500円」を「15,600円」に改め、別表第九の二トの表中「9,600円」を「9,700円」に、「11,200円」を「11,300円」に改め、別表第九の二チの表中「8,000円」を「8,100円」に、「10,300円」を「10,400円」に改める。

別表第十二中備考以外の部分を次のように改める。

別表第12（第53条の6関係）

初 任 給 調 整 手 当 額 表

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2項職員	3項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種		
1 年 未 満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300	30,000
1年以上2年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300	30,000
2年以上3年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300	30,000
3年以上4年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300	30,000
4年以上5年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300	30,000
5年以上6年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300	28,000
6年以上7年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	48,500	26,000
7年以上8年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	46,700	24,000
8年以上9年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	44,900	22,000
9年以上10年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	43,100	20,000
10年以上11年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	41,300	17,000
11年以上12年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	39,500	14,000
12年以上13年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	37,700	11,000
13年以上14年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	35,900	8,000
14年以上15年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	34,500	5,000
15年以上16年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	33,100	

16年以上17年未満	407,800	362,700	303,700	247,200	182,100	31,700	
17年以上18年未満	403,400	358,700	300,400	244,600	180,500	30,300	
18年以上19年未満	399,000	354,700	297,100	242,000	178,900	28,900	
19年以上20年未満	394,600	350,700	293,800	239,400	177,300	27,500	
20年以上21年未満	390,200	346,700	290,500	236,800	175,700	26,100	
21年以上22年未満	370,800	329,800	276,700	224,800	166,500	25,500	
22年以上23年未満	351,000	312,600	262,700	212,900	156,700	24,900	
23年以上24年未満	331,700	295,900	249,200	200,900	147,600	23,900	
24年以上25年未満	312,300	279,000	235,300	189,100	137,900	23,300	
25年以上26年未満	292,800	262,100	221,600	177,300	128,700	22,700	
26年以上27年未満	270,100	241,300	204,000	162,900	117,700	22,100	
27年以上28年未満	247,900	220,900	186,900	148,600	107,300	21,500	
28年以上29年未満	225,500	200,500	169,600	134,300	97,000	20,700	
29年以上30年未満	202,700	179,700	152,000	120,000	86,000	20,400	
30年以上31年未満	177,900	157,800	134,000	105,000	75,400	20,000	
31年以上32年未満	153,000	135,900	115,700	90,200	64,300	19,400	
32年以上33年未満	128,400	114,200	97,800	75,000	53,900	18,500	
33年以上34年未満	90,300	82,300	71,800	55,900	39,700	17,600	
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	16,900	

別表第十三の二備考第二項中「職員()の下に「平成二十五年四月一日以降に技能労務職員(条例第一条に規定する技能労務職員をいう。以下同じ。)から職員となつた者を含み」を、「掲げられている職員」の下に「(平成二十五年四月一日以降に技能労務職員から職員となつた者にあつては、行政職給料表の職務の級二級の職員を含む。)」を加える。

別記第八号様式中「特別急行列車等利用者」を「新幹線鉄道等利用者」に、「特別急行列車等」を「新幹線鉄道等」に改める。

別記第九号様式中「特別急行列車等」を「新幹線鉄道等」に、「特別急行列車等利用者」を「新幹線鉄道等利用者」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第九の改正規定は、平成二十七年一月一日から施行する。
- 改正後の別表第八、別表第九の二及び別表第十二の規定は平成二十六年四月一日から、改正後の第七十一条及び別表第十三の二の規定は平成二十六年十二月一日から適用する。

(経過措置)

- 平成二十六年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及び昇給、復職時等における号給の調整又は一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十二年石川県条例第三十号)附則第二十九項から第三十一項までの規定による号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた職員のうち、改正後の一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定による号給が改正前の一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(以下「改正前の規則」という。)の規定による号給に達しない職員、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- この規則の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた職員(個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。
- 改正前の規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(規則の廃止)

6 次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 管理職員等の給与の調整に関する規則(昭和五十七年石川県人事委員会規則第二号)
- 二 平成二十一年十二月に支給する期末手当の特例措置に関する規則(平成二十一年石川県人事委員会規則第七号)
- 三 平成二十二年十二月に支給する期末手当の特例措置に関する規則(平成二十二年石川県人事委員会規則第十二号)
- 四 平成二十三年十二月に支給する期末手当の特例措置に関する規則(平成二十三年石川県人事委員会規則第十五号)

